

# 商店街の活性化を支援します

**地域から必要とされる商店街を作りたい！  
地域の生活向上のため、魅力あるプランが求められています。  
地域に根ざした支援策がお役に立ちます。**

中心市街地以外の郊外部における商店街等に対しては、地域経済の発展を図るための商店街・商業機能の強化を図ることが引き続き重要なことから、裾野の広い中小小売商業の振興の観点でしっかりと支援します。

高齢者に優しい商店街を造るには

## 少子高齢化等対応中小商業活性化事業

商店街振興組合等が、高齢者に優しい商店街、安心して買い物ができる商店街づくり等を行なう場合、国から補助金が受けられます。

**問い合わせ先：関東経済産業局産業部中小企業課 TEL. 048-600-0323**

活性化への取組を強化するためには

## 商業活性化アドバイザー派遣事業

商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等の商店街活性化に関する専門家を派遣します。

**問い合わせ先：中小企業基盤整備機構地域連携推進グループ TEL. 03-5470-1533**

新たなビジネスモデルを構築するには

## 中小商業ビジネスモデル連携支援事業

中小事業者が各地域の商工会、商工会議所と連携した新たなビジネスモデルを開発するための調査研究事業に必要な経費の一部を補助するとともに、新たに開発されたビジネスモデルを広く普及させます。

**問い合わせ先：最寄の商工会・商工会議所**

### 【がんばる中小企業なんでも相談ホットライン】

全国共通

受付時間 月～金 9：00～19：00 土 10：00～15：00

**0570-009111**

通話料は発信者側の負担となります。

### 【中小企業相談室】

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談等にお答えします。

**中小企業庁 相談室 TEL. 03-3501-4667**

## まちづくりを支援します

中心市街地、商店街の活性化に取り組んでいる地域を、改正中心市街地活性化法等により総合的に支援します。

### 中心市街地の活性化を支援します

**中心市街地のにぎわいを取り戻したい！  
活力のあるまちづくりは地域の願いです。  
人の流れを変えるために、支援策の有効な活用を。**

中心市街地の活性化に意欲的に取り組む地域に対して、改正中心市街地活性化法に基づく支援策があります。市町村が中心市街地の活性化を図るための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域において商店街の活性化を図る事業などを行なう場合に補助金、税制、融資等の支援を受けることができます。

商店街の環境を整備するには

#### 戦略的中心市街地商業等活性化事業

改正中心市街地活性化法の認定を受けた地域において、商店街振興組合等が、核となる集客施設の設置や買い物客の利便を図るための託児施設の設置等を実施する場合、国から補助金が受けられます。

**問い合わせ先：関東経済産業局産業部中小企業課 TEL. 048-600-0323**

中心市街地活性化対策の実効性を高めるには

#### 実効性確保診断・サポート事業

改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会等が行なう中心市街地活性化の取組を支援するため、核となる施設や中心市街地、地域などを総合的に診断し、活性化対策の取組の実効性を高めるための助言を行ないます。

**問い合わせ先：関東経済産業局産業部中小企業課 TEL.048-600-0323**

魅力的な商店街をつくるには

#### 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

改正中心市街地活性化法の認定を受けた地域において、商店街振興組合等が、空き店舗の解消や消費者ニーズを踏まえた店舗構成を図るための手法を検討したり、個店へのアドバイスを必要としている場合などに、専門家の派遣を受けることができます。

**問い合わせ先：中小企業基盤整備機構地域連携推進グループ TEL. 03-5470-1533**

このほか、中心市街地に対する税制・金融の支援措置も整備されております

**問い合わせ先：中小企業庁商業課：TEL. 03-3501-1929**